

エリザベト音楽大学 公的研究費に関する不正防止計画

2015 年 3 月 5 日 制定

エリザベト音楽大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定。平成 26 年 2 月 18 日改正）に基づき、公的研究費の不正使用を防止するため、次のとおり不正防止計画を策定する。

第 1 節 機関内の責任体系の明確化

不正の発生要因	不正防止計画・実施状況
責任体制が曖昧である。	「エリザベト音楽大学 公的研究費に関する管理・運営規程」を制定し、責任体系を明確にし、学内外に公表した。

第 2 節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正の発生要因	不正防止計画・実施状況
研究費の使用ルールと運用が乖離する。 研究者及び事務職員が、使用ルールを理解してない。	公的研究費の管理、執行に係る諸手続をまとめた「エリザベト音楽大学 公的研究費取扱要領」を作成、配布した。 研究者及び事務職員対象の説明会を開催する。 必要に応じて、使用ルールの見直しを検討する。
研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるとの認識が不足している。	「エリザベト音楽大学 公的研究費に関する行動規範」を策定し、学内外に公表した。 研究者及び事務職員対象の説明会を開催する。

第 3 節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正の発生要因	不正防止計画・実施状況
不正を発生させる要因が把握できない。	不正防止計画推進部署を中心に、不正が発生する可能性があることを常に意識しつつ、不正防止計画の実施にあたる。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

不正の発生要因	不正防止計画・実施状況
予算の執行状況が当初計画から著しく遅れている。	コンプライアンス推進責任者が、計画的な予算執行を随時確認する。
特定の業者との取引が集中する。 発注・検収を研究者自身が行う。	公的研究費に係る物品購入、納品検収および出張旅費、雇用、謝金等は、別に定める「エリザベト音楽大学公的研究費取扱要領」に則り、各責任者承認を経たうえで、事務職員が適正に執行する。
研究者の出張の実行状況が確認できない。	出張報告書および領収書を提出させることにより、出張の事実を確認する。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

不正の発生要因	不正防止計画・実施状況
不正に関わる情報が管理責任者に伝わりにくい	公的研究費の運営・管理に関する相談を受け付ける相談窓口、及び公的研究費の不正使用に関する告発窓口を設置し、学内外に公表した。 不正に関する情報は、窓口担当者から統括管理責任者を経て、最高管理責任者に適切、かつ迅速に伝達するものと規定した。

第6節 モニタリングの在り方

不正の発生要因	不正防止計画・実施状況
日常的なチェック体制や内部監査が充分ではない。	コンプライアンス推進責任者による日常的なモニタリングを実施する。 定期的な内部監査を実施する。 モニタリング及び内部監査について、十分な体制であるか、最高管理者が確認し、必要に応じて見直す。